

31 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第14号事件)

(1) 事件の概要

平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民2人から、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社らを相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同住宅の施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。